

各府省等官房長等 宛

内閣府男女共同参画局長  
池 永 肇 恵 (公印省略)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の  
活用に関する実施要領の改正等について (通知)

平素より、女性の活躍推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各府省等におかれましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第20条<sup>\*</sup>等に基づき、公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する取組を進めていただいているところです。

このたび、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号。以下「改正法」という。）により、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良な一般事業主に対する「プラチナえるぼし」認定が創設されました。

これを受けて、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「実施要領」という。）を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴府省において、評価の配点の見直しをご検討いただくとともに、全面的な取組の実施に至っていない府省におかれましては、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「取組指針」という。）に基づき全面的な実施に向けた取組を、全面的に実施いただいている府省におかれましては、女性活躍推進法の改正の趣旨を踏まえたより積極的な取組をお願いいたします。

また、女性活躍推進法施行令第2条に掲げる貴府省所管の独立行政法人等に対する周知を併せてお願いいたします。

※ 改正法による改正後は第24条となる。

記

1 改正の概要

- (1) 加点評価対象に「プラチナえるぼし」認定取得企業を加えるとともに、「えるぼし」認定を上回るインセンティブが付与されるよう、別紙1の評価基準例の修正を行う。
- (2) 女性活躍推進法の改正に伴う条ずれ等の修正を行う。

2 施行期日

令和2年6月1日